

# 住宅地にある空きスペースの活用を 支援します。～日野市住宅地活動支援制度※のご案内～

## <支援制度の主旨>

住宅地には、空き家・空き地・駐車場・お庭など、所有者の方が使っていないで維持管理を負担と感じている場所（空きスペース）があります。その場所をまちの資源としてうまく活用すると、所有者の方の負担軽減や住環境の改善の効果などが期待できます。そのため住民や地域活動する方々が、空きスペースをできる範囲でうまく活用できるように、市が支援します。

## <支援制度を利用できる方>

本制度を利用できる方は、自治会等、地域活動団体、住民等、所有者等のいずれかに該当する方で、以下の要件を満たす方となります。

- <相談者の要件>
- 活動メンバーが3名以上であること
  - 主体的、自発的に活動を行おうとすること
  - 活動に伴い周辺の住民や地域の方々の生活環境に十分配慮すること
  - 暴力団関係者でないこと
  - 地域活動団体の方は、市内での活動実績があること

- ◆自治会等とは、市内の自治会、地区子ども会、青少年育成会、学校関係者、PTA、老人クラブ  
その他主たる構成員が市民で地域活動を行っている非営利の団体を指します。
- ◆地域活動団体とは、主として市内で公益的活動を行っているNPO(法人格の有無は問わない)のほか、社会福祉法人や一般社団法人等の法人を指します。
- ◆住民等とは、市内に継続的に居住している方、市内に在学または在勤している方を指します。
- ◆所有者等とは、市内の住宅を所有している方またはその管理を委ねられている方を指します。

住宅地での地域活動や使われていない場所などについて、ご関心がある方は、ご相談に応じますので、お気軽に市役所まで、お問い合わせください。



## <お問い合わせ先>

- ◇日野市まちづくり部都市計画課住宅政策係
- ◇電話番号:042-514-8371 (直通)
- ◇メールアドレス:tosikei@city.hino.lg.jp

この制度、または市の空き家活用に係る制度は以下の方法により市HPの情報を参照ください。

<ウェブサイトでの検索> <QRコード読み込み>

「日野市空き家対策」



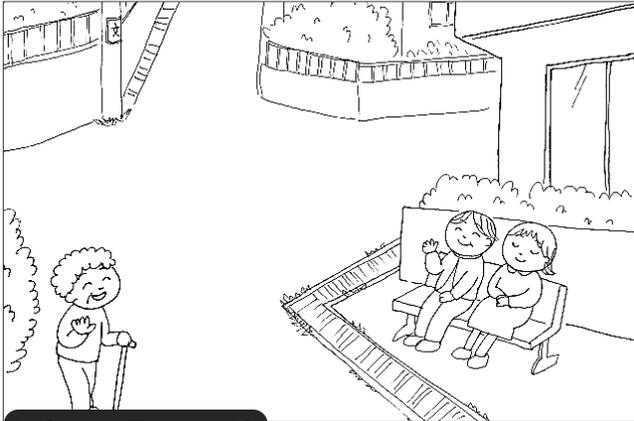
※「空き住宅等地域貢献専門家派遣制度」を利用しやすいように改正し、名称も変更しました。

## < 支援の対象となる活動（住宅地活動） >

住宅地にある空き家、空き地、使われてない駐車場・庭・部屋のほか、緑地・遊休地、塀やよう壁も含めた低未利用の空間（空きスペース）を活用した地域に貢献する活動が対象となります。また、営利を主目的としない、周辺住環境に悪影響を及ぼさない、政治・宗教・選挙活動をしない、法令を遵守することが要件となります。

### < 住宅地活動の例 >

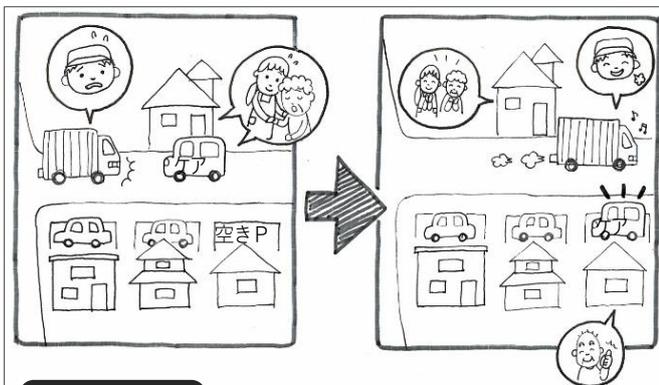
市内での事例などを基にした住宅地活動の例を、参考として挙げています。この例以外の活動でも対象となり得ますので、ご相談ください。



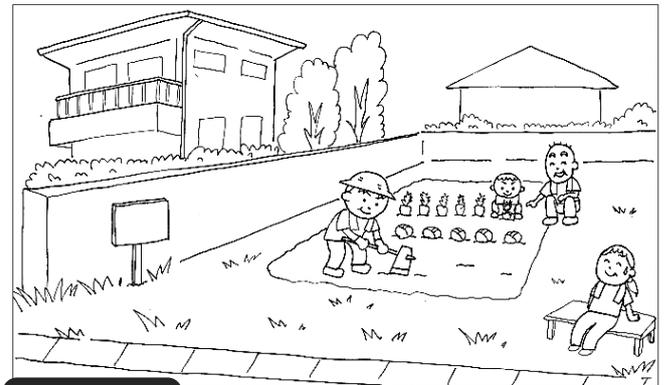
**コミュニティベンチ** まちの片すみにベンチをおいて、ちょっとした休憩やあいさつの場に。  
事例：ほどくぼ駅周辺を考える会のコミュニティベンチ



**通りのにぎわいづくり** 使っていないガレージをまちの図書館や展示スペースにしたり、塀にお花を飾ったりして、いつもの通りが豊かな空間に。  
事例：武蔵野台自治会防災会の杉の子通り



**まちの駐車場** 使っていない駐車場をケアで必要な方などが利用できると、道幅が狭い所でも通行が可能となり安心してケアが可能に。  
事例：ふれあいサロンアムール



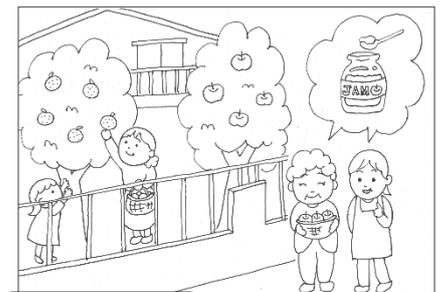
**地域のひろば** 使われていない空き地をまちの菜園やいこいの場、防災活動の場などに。  
事例：武蔵野台自治会防災会の杉の子広場



**地域の居場所** 使われていない空き家を有効に活用し、地域の交流の場などへ。  
事例：浅川リバーハウスなど



**まちの立ち寄り処** 空き店舗の店前や店内を有効に活用し、地域のちょっとした便利な場所へ。



**まちのくだもの** 庭木に実った残ったままの果物を有効に活用し、ジャムを作るなどまちの活性化へ  
事例：埼玉県鳩山町の空家スイーツ

## < 制度の特徴 >

- ◆住宅地活動の進め方や活動の協力者を紹介し、活動の実現化をサポートします。
- ◆会議等のファシリテーター（司会進行）、チラシのデザイン、活動企画のアイデアなどのアドバイスや進行管理が必要な場合は、無料でアドバイザー派遣などを受けることができます。
- ◆相談当初の時点で、空きスペースの確保または所有者への了解は、不要です。この制度では、活動の検討にあわせて空きスペースの確保に向けたPR方法などをご紹介します。

## < 住宅地活動の進め方の例 >

市でこれまで行ってきた空き住宅等地域貢献専門家派遣事業での経験を踏まえ、基本となる進め方の参考としてください。

市	相談者	協力者	日社協	対応の補足説明
市に相談	活動の相談			・相談者は、市に活動の相談をする ・市はヒアリングし、制度の内容を説明する
ヒアリング相談受付				・市は要件に適合しているか確認する ・相談者が希望する場合、協力者や日社協へ連絡
	相談の共有	協力の検討	協力の検討	・日社協は活動内容に関し協力できることを確認 ・市から協力相談を受けた協力者は、協力の検討する
	協力の相談			
	協力者の情報整理			・市は協力者や日社協の協力体制を確認し、その内容を相談者に伝え、顔合せ会議等の設定を促す
	協力できる内容の連絡			
協力者の連絡	会議等の設定			・市から連絡を受けた相談者は、活動メンバーに協力者などを加え、顔合せ兼ねた会議等を設定する
	会議等① 課題等の洗い出し	活動の協力	活動の協力	・動機や目的の共有、意見交換をメンバー間で実施 ・まち歩きなどにより活動する地域の状況をよく知る
	② 活動の企画・検討	活動の協力	活動の協力	・活動の目的や志向性は、ビジュアルな表現に努める等、住民や所有者にもわかりやすいものを意識する
	③ 空きスペース候補の選定	活動の協力	活動の協力	・活動を始めた空きスペース候補を抽出する ・所有者の了解が得られないことも想定し、初期の活動で最低限必要なスペース確保を念頭に検討
連絡先不明者の所在の確認	④ 空きスペース所有者意向確認	活動の協力	活動の協力	・空きスペース所有者に場所を貸してくれるか相談 ・相談では、わかりやすさ、所有者の利点を意識する ・所有者連絡が不明の場合、市が資料郵送も可能
	⑤ おためし活動の企画・検討	活動の協力	活動の協力	・初期にでき得る活動を試してみて、課題の洗い出し、地域の周知理解、運営の検討を深める。
関係部署等へ周知	⑥ 活動のPR	活動の協力	活動の協力	・企画したイベント等をチラシにわかりやすく表現する ・地域住民へ簡易アンケートを付けたPRも有効
	⑦ 活動のおためし実施	活動の協力	活動の協力	・あとに反省できるよう集客数等のデータ収集も行う ・空きスペースやメンバー確保の広報活動も行う
	⑧ 活動のルール化・運営化	活動の協力	活動の協力	・おためしを踏まえた利用ルールの整理、活動の効率的な運営を検討
	⑨ 活動の継続へ	活動の協力	活動の協力	・所有者への誓約書(市の参考様式参照)などを渡し、継続的利用のお願いをする

※会議等の①～⑨は会議の回数を表すものではなく、一つのテーマに数回の会議等を要することもあり得ます。

※会議等の①～⑧は、必要に応じて繰り返し行うなどして、活動の精査や実現化、PRを図ってください。

※会議等も活動の一部です。地域への理解や参加メンバー募集も含め、常にオープンな姿勢で臨みましょう。

※黒塗り事項は、アドバイザー派遣による相談(10回まで可。P4参照)を受けることができます。

## < 住宅地活動支援制度で利用できるその他の制度の紹介 >

市では、住宅地活動や空き家活用に係る支援がありますので、必要に応じて、活用してください。

### ◆空き家活用等アドバイザー派遣

市の空き家活用マッチング制度または住宅地活動支援制度を利用し、活動の見通しが立たない場合または活動の検討に際し技術的・経験的助言が必要な場合に、活用者等に対し、空き家活用又は地域活動に関する専門的経験を有するアドバイザーを派遣します。

派遣の対象	活用マッチング制度、住宅地活動支援制度による検討事項に関すること (チラシのデザインや作成などの相談も可能です)
派遣の時間	1回あたり3時間まで(基本的に空き家など、現地へアドバイザーが訪問します)
派遣の回数	活用マッチング制度5回まで、住宅地活動支援制度10回まで (活用マッチングで地域貢献に資する活動の場合は10回まで)
派遣の費用	アドバイザーへの謝礼は市が負担(活用者等が負担する費用はとくにありません)

### ◆空き家地域貢献活用改修等補助金

空き家を地域貢献に資する目的で活用する場合に、活用者に対し改修工事費等に要した費用の一部を補助します。

項目	補助対象		補助要件					補助限度額		
	空き住宅等の種別	経費	法令適合	利用期間	耐震化	協議会協議	事前の試行	補助額	補助率	住民等の特例措置
全体改修	空き住宅等	改修費	○	5年	○	○	○	300万円	2/3	—
スタートアップ改修	空き住宅等 空き部屋等		○	—	—	—	○	40万円	4/5	40万円 (9/10)
跡地整備	空き住宅等	除却費	○	10年	—	○	○	200万円	4/5	—
	空き住宅等 空き地	整備費		5年				50万円	2/3	40万円 (9/10)
耐震診断	空き住宅等 空き部屋等	診断費	○	—	—	—	—	10万円	10/10	—

## < 「まちと空き家の学校」の講座を是非、受講してください >

- ◆まちと空き家の学校は、講座や実習を通じて、地域活動をする方や空き家活用者が地域での場づくりや空き家活用を円滑に行えるように、人材の育成を図る制度で令和3年度から開校します。
- ◆この学校を受講し、修了された方(卒業生)は、地域での場づくりや空き家活用に係る基礎的なスキルを学べるだけでなく、卒業生ネットワークでの交流、所有者への卒業生としてのPRができます。
- ◆参加費は無料で、講座を3回、実習3回を予定しており、基本的にすべて参加できる方で、一定の要件を満たす方が対象です。